

守山市の審議会等における女性委員の登用状況について

1 調査対象

令和 8 年 3 月 31 日現在任期期間中の審議会等

（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく法律または条例の定めにより設置された附属機関、および規則または要綱等の定めにより設置されたその他の審議会等）

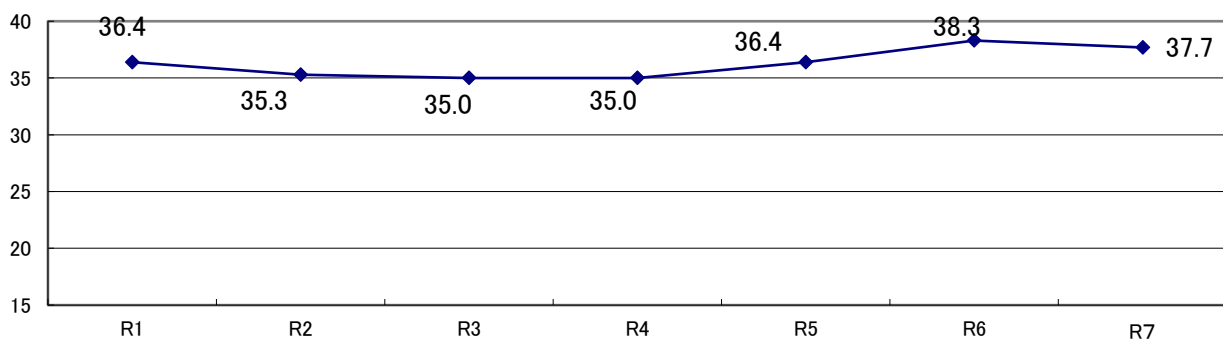
2 結果概要

(1) 女性の登用状況

調査基準日	審議会等数	委員数(うち女性)	女性委員の割合
令和 8 年 3 月 31 日	70 会議	824 人 (311 人)	37.7%
令和 7 年 3 月 31 日	65 会議	815 人 (312 人)	38.3%
令和 6 年 3 月 31 日	65 会議	770 人 (280 人)	36.4%
令和 5 年 3 月 31 日	65 会議	802 人 (281 人)	35.0%

(2) 女性の登用状況の推移

(単位：%)



(3) 数値目標を達成している審議会等の割合

調査基準日	審議会等数	女性委員割合 40% 達成	40% 達成審議会の割合	女性が 0 名の審議会
令和 8 年 3 月 31 日	70 会議	36 会議	51.4%	2 会議
令和 7 年 3 月 31 日	65 会議	33 会議	50.8%	2 会議
令和 6 年 3 月 31 日	65 会議	31 会議	47.7%	2 会議
令和 5 年 3 月 31 日	65 会議	28 会議	43.1%	2 会議

3 女性の登用が困難な主な理由

- ・法令に基づき指定された職や、各種団体の代表者、役員、構成員に女性が少ない。
- ・分野によっては学識経験者（専門知識や資格・経験を持つ人）に女性が少ない。
- ・分野によって、そもそも従事している女性の割合が非常に少ない分野がある。

4 今後の取組（●…重点取組）

●今年度末に改選予定がある審議会等について、早期に集中的にアプローチし、改選時に女性の登用を増やすように強く要請する。

R 8 年度末改選の審議会等：19 審議会等（11 課）

（R 7 年度末改選の審議会：16 審議会（14 課）依頼済み）

●審議会等で女性委員が不在な合議体があるが、次期改選に向けて早急に女性委員の登用を要請する。

○男女共同参画推進本部会において、現状の登用率が当面目標の40%に達成できなかったことを報告する。また令和12年度末で43%に到達するよう依頼する。

まだ現状では目標達成が困難な状況であることから、「目標達成」に向け、今後も女性登用の推進について周知し、庁内全体で取り組む。

○女性委員登用率が低下した審議会等について、改善に向けて女性委員登用依頼を行い、次期改選時には女性委員の増員を図る。

○女性委員が登用できないまたは、困難な状況にある理由が、要綱や規則等で規定されていることによる時は、女性が登用できるよう改正することを要請する。

○審議会等委員の充て職について、「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する担当課に依頼する。

○審議会等委員の充て職について、「所長・会長・代表」以外困難な場合は、「組織」の中で、「公募による市民」や「市長が必要と認めた者」等で適切な女性委員を確保するなど柔軟な対応を求める。

○活躍する女性の発掘、発信を行い、女性人材バンクの登録を強化する。

○女性の活躍促進を目的に、再就職や現在就業中であるが今後の働き方を見直したい女性に向けて、ノウハウやスキルを学べる講座を提供し女性自身の社会で女性活躍促進の意識醸成を図る。

○担当課に女性の学識経験者の新たな発掘を要請し、将来的に登用を依頼する。

○今後、企業や団体等で女性の「所長・会長・代表」などの割合が増加するように、職場での女性人材の育成と管理職への登用を促すため、企業代表者や市民に向け、啓発や理解を促す。